

大分県報

令和八年
第六八九号
三月十七日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………一
通勤手当の支給に関する規則の一部改正……………一

告示

指定漁船調書の縦覧……………二
道路区域の変更（三件）……………三
道路の供用開始……………四
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………四
急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）……………四
都市計画事業の事業計画の変更認可……………五

○人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第三号

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中

課長、所長、室長（

人事委員会が指定す

五種

令和八年三月十七日

大分県報（人事委規則）

一

る職にあるもの

室長

六種

を

課長、所長、室長

五種

に改め、

同表の教育委員会の部の本庁の項中「課長」の下に、「室長」を加え、「室長、」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第四号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を、「通勤方法若しくは条例第十三条の六第二項第二号に規定する駐車場その他の施設で人事委員会規則で定めるもの（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第四条第一項中「提示」の下に「又は第八条の三に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第五条に次の一号を加える。

三 妊娠中の女性職員

第八条の四を第八条の七とし、第八条の三を第八条の六とし、第八条の二の次に次の三条を加える。

（駐車場の施設）

第八条の三 条例第十三条の六第二項第二号の人事委員会規則で定める駐車場等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の

駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車等を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十二条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給される職員）

第八条の四 条例第十三条の六第二項第二号の人事委員会規則で定める職員は、同条第一項第二号及び第三号に規定する職員で、第八条の七第二号に掲げる職員以外のものとする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第八条の五 条例第十三条の六第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合には、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第十五条の二第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を、「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二項第一号中「第八条の四第一号」を「第八条の七第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）
2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場その他の施設（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第四十号）第三条による改正後の条例第十三条の六第二項第二号に規定する「駐車場その他の施設で人事委員会規則で定めるもの」をいう。）を利用してゐる職員であつて、引き続き当該駐車場その他の施設を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

○ 告 示

大分県告示第二百二十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和八年三月十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

佐伯市鶴見大字梶寄浦二百四十六番地

井脇 昭次郎

佐伯市鶴見大字梶寄浦四百三番地四

高崎 照紀

佐伯市鶴見大字梶寄浦百六番地三

岡部 洋信

2 加入区

東中浦加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和八年三月十七日から同月三十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市鶴見大字地松浦二百六番地十六

大分県漁業協同組合鶴見支店事務所

大分県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名 県道白杵大 南線	区 間 大分市大字中戸次字佐柳四二三一番 三から 大分市大字中戸次字佐柳四二三五番 二まで	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
		前	メートル 五・五 四・七	メートル 六九・二
		後	六・二 五・〇	六九・二

大分県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名 一般国道三 八七号	区 間 宇佐市院内町櫛野字観音八番二から 宇佐市院内町櫛野字観音三番六まで	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
		前	メートル 二〇・二 一・一・八	メートル 一〇八・二
		後	三・一 一・八・六	一〇八・二

大分県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区 間 宇佐市安心院町下毛字知野二一八七 番二から 宇佐市安心院町下毛字知野二一九二 番二まで	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
		前	メートル 一五・七 九・六	メートル 一二七・六
		後	一八・六 一・二・〇	一二七・六

主要地方道 山香院内線		宇佐市安心院町下毛字知野一一九四番二から 宇佐市安心院町下毛字知野一一九五番二まで	前	一二・四 九・五	六三・八
		宇佐市安心院町下毛字知野一一九四番五から 宇佐市安心院町下毛字知野一一九五番四まで	後	一五・〇 一一・九	六三・八

大分県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道田野庄内線	由布市庄内町野畑字野台二二一五番三から 由布市庄内町野畑字野台二二二八番一三まで	令八・三・一七

大分県告示第百三十号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

大分港の(二)概要の大在地区の表中

大分県知事 佐藤 樹一郎

一〇八	附属地	五、九八五 平方メートル		を
一〇八	附属地	五、九八五 平方メートル		
一〇九	コンテナクレーン二号機	一基	つり上げ荷重 約五一トン 定格荷重 コンテナ三〇・五トン	に

改める。

大分県告示第百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年三月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域 の名称	市町村	大字	字	所 在 地
中川原	日田市	西大山	岩ノ下、城ノ上、横田及び年出	次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点 北緯三三度一五分二四秒七〇六九 東経一三〇度五七分五二秒二八三五 北緯三三度一五分二四秒六三五八 東経一三〇度五七分五二秒二四五五 北緯三三度一五分二四秒四八七三 東経一三〇度五七分五二秒六五五三 北緯三三度一五分二四秒〇一六〇 東経一三〇度五七分五〇秒七七六五 北緯三三度一五分二四秒五六二〇 東経一三〇度五七分五〇秒六〇一〇

(植田処理区)
変更なし

(中央処理区)
変更なし

(東部処理区)
変更なし

(大在処理区)
変更なし

(南部処理区)
変更なし

(雨水)

(植田処理区)
変更なし

(中央処理区)
変更なし

(東部処理区)

昭和四十八年大分県告示第百二十二号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、平成三年大分県告示第千十八号、平成十一年大分県告示第百九十六号、平成十四年大分県告示第百六十六号、平成十七年大分県告示第百五十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号、令和三年大分県告示第百四十三号、令和四年大分県告示第百八号の事業地のうち、大字津守字中道、告示第百七十一号及び令和七年大分県告示第百八号の事業地のうち、大字津守字中道、字下ノ洲、字古川、字川原ノ上、字富岡、字揚ケ、字外地、字新平エ土井、字宮ノ西、字宮ノ前、字御屋敷、字公門園、字柳ケ内、字中村、字雄城田、字舟綱、字平田、字塔ノ平、字守岡、字後ケ迫、字正蓮寺及び字立石尾の各一部、字積ノ下、字小太畑、字上藪下、字川原、字波戸下、字岸ノ下、字峰元、字高畑、字立小路、字横小路、字海七、字木ノ下、字田代、字鳥越及び字山ノ下の全部、大字曲字小森岡、字迫、字クエ戸、字友広及び字犬飼の各一部並びに字平野の全部を追加する。

(大在処理区)
変更なし

(南部処理区)
変更なし

2 使用の部分

(植田処理区)
変更なし

(中央処理区)
変更なし

(東部処理区)
変更なし

(大在処理区)
変更なし

(南部処理区)
変更なし

(雨水)